

2. 事業の目的と概要	
(1) 上位目標	事業地の障害児が車椅子を利用することで自由に移動や外出ができることによって 1. 身体機能と座位保持の正常化 2. 身体的・精神的な健康向上 3. 生活環境の改善 4. 自立支援と社会参加への助長
(2) 事業の必要性(背景)	(イ) エチオピアの障害児の 85%は農村部に居住しているために遠方の都市部に集中している医療機関の適切な治療を受けることができない。障害児は出産時や幼児期に発症する脳性麻痺(全体の 26%)やポリオ(30%)、脊髄損傷(14%)事故等(30%)で身体不自由児になるケースが多い。 エチオピアの障害者支援 NGO の実態調査では人口(9173 万人・2013 年 世銀)の 0.54%(49.3 万人)が障害者でそのうち肢体不自由の障害者は 44%(21.7 万人 その他は視覚・聴覚・知的障害等)、20 才以下が 60%(13 万人)であり、治療が不十分なために寿命が短い。 (ロ) 障害者の人権尊重と健常者と同じ権利を持つことをねらいとして、1976 年 WHO によって CBR(=Community Based Rehabilitation 地域に根差したリハビリテーション)の考え方が提唱され、アフリカではエチオピアが最も早くその考え方を実践するために 1985 年チェシャ財団が設立された。 地域で教育研修を受けたソーシャルワーカーが障害者の各家庭を巡回訪問し、リハビリ治療や教育のサービスを提供し、障害者が社会参加し自立ができるように幅広い社会開発プログラムを実践して、地域での障害について理解を深め、障害者が健常者と共に差別のない社会を作る活動をしている。 車椅子のない障害児は自由に動くことも出来ず、家の中に放置されて不自由な生活を余儀なくされ、介護をする家族の負担も重い。差別のない社会作りに向けて、障害児が治療や教育などを受けるためには車椅子が必要不可欠である。 しかしながら、これまでにチェシャ財団は海外の慈善団体などから 50 台ほど寄贈を受けたことがあるが、10 年以上経過して大変古く破損しているために現在使用できるものはほとんどない状態である。 (ハ) 当会は 2011 年 5 月に現地を訪問してチェシャ財団の活動拠点を視察し障害児の生活の実情や車椅子の有無を調査した結果、チェシャ財団が活動している 4 か所の拠点で合計約 950 台の子ども用車椅子を必要としているが、現地では製造されておらず、輸入品は高価で容易に入手できないために車椅子が緊急の人道支援として必要であると判断した。 チェシャ財団は車椅子の管理責任者(プログラスマネージャー)を置いて貸与先の管理すること、車椅子の修理のできる技術者が保守管

	理することを確認した。その結果、チェシャ財団への障害児用車椅子を供与することによって地域の社会開発に効果的に寄与できることを確認できた。 (二) 2011 年にチャシャ財団の活動拠点の一つであるバハルダール地区、2013 年にはジマ地区に N 連資金協力でそれぞれ 90 台の障害児用車椅子を供与した結果、車椅子を受け取った子ども達の日常生活が改善され、全体の 90% (10%は重度の障害児) が病院や学校に容易に外出できるようになり、子どもや家族の夫々の生活が肉体的に精神的に改善されるとともに、幼児を除く 65%の障害児は職業訓練や村の行事などのような社会参加が容易になっていることがモニタリングで実証された。 (ホ) 2014 年の現地調査でデシエ市郊外の農村地域に車椅子を必要とする障害児が 250 名以上いることを把握しているが、今回デシエ市にあるチェシャ財団障害児支援センター (以下略称:支援センター) に 40 フィートフルコンテナで積載できる最大数量の 160 台の車椅子を供与することにしたい。 デシエ市近郊の地域はエチオピアで最も厳しい自然災害を受ける環境で貧困家庭の障害児が多い地域で、車椅子のニーズは極めて高い。 (ヘ) 外務省の対エチオピア連邦民主共和国国別援助方針の「援助の意義」で、同国の課題の一つとして「農村における教育・保健を含む社会サービスの未整備」をあげ、この問題に対する解決支援は我が国の支援方針に合致する旨謳っている。本事業は農村部の社会サービス向上の一助となり、我が国の援助方針に沿うものであると考えられる。 (ト) 日本の障害児用車椅子は医療機器としての機能を備えた高品質の車椅子 (日本や欧米から輸入して現地で入手できる価格は 1 台 20-30 万円するので、特別注文する以外は一般に市販はされていない。大人の介助用車椅子は 3-4 万円で入手可能) で、現地では入手が極めて難しく、当会から中古品を輸送したほうがはるかに安価で効率よく車椅子を必要とする障害児に提供することができる。
(3) 事業内容	1) 日本国内での事業 (イ) 車椅子の収集調達 首都圏特別支援学校 17 の PTA から無償で提供を受け、当会がトラックで収集する。 (ロ) 車椅子の洗浄、補修等の整備、梱包を日本で行う。 (ハ) 車椅子の輸送 専門業者に依頼してコンテナ積、海上輸送、現地陸上輸送を行う。 2) エチオピアでの事業 (イ) 当会理事が現地に出張し、引き渡し式をデシエ市の支援セン

	ターで現地保健関係者、ソーシャルワーカー、障害児の保護者を招いて行い、車椅子の使い方や維持管理についてノウハウを当会が作成したマニュアルで説明するとともにワークショップを開いて修理の技術指導と技術移転を行う。 現地受益者と貸与契約を交わして引き渡す。 (ロ) 本邦からの出張者が支援センター職員・物理療法士に対して車椅子の適切な使用の方法と保守の指導を行う。 支援センターの物理療法士が子どものサイズや症状に適合した車椅子を貸与し、家族で正しい使い方ができるように指導するノウハウを伝える。 供与先： チェシャ財団障害児支援センター 供与台数： 160 台
(4) 持続発展性	1) 支援センターに所属する物理療法士の指導で障害児に適合した車椅子を供与し、将来子どもが成長して適合しなくなった時には、次の子どもに渡すことができるように保護者との貸与契約を結び、車椅子の活用実態を把握して的確に管理する。 2) 車椅子を長期的に使用できるように、支援センターの職員が保守作業を行い破損や故障で不具合になった場合には、当会が支援センターへ補修修理のために必要な部品を無償で提供する。 3) そのために当会は車椅子には日の丸マークと管理番号のステッカーを貼付し、すべての車椅子のサイズや機能を記した写真付きのファイルを供与する。ファイルは当会も管理して車椅子が故障の場合には、ファイルのリストをもとに必要な手配をする。 4) 活用状況とその効果については毎年 1 回当会へ報告する旨の覚書をチェシャ財団と交わし、同報告に基づいて当会現地連絡員を活用してフォローアップを行う。
(5) 期待される成果と成果を測る指標	障害児が車椅子を入手することで、自由に動くことができるようになり外気や紫外線に触れて肉体的・精神的な健康維持が可能になる。さらに車椅子を活用することによって座位が保たれ、骨や筋肉の発達を助け、容易に座って食べたり飲んだりできるようになり自立育成できる。 学校や病院へ行くときに、家族や病院のスタッフが背負ったり、抱いたりすることなくなることで、家庭をはじめ周囲の人々の負担を減らすことができる。 裨益者数 1. 本案件によって供与される車椅子の利用者 160 名

	2. 1. の介助者（主にその家族、1 家族 5 名として）約 800 名 2. 訪問物理療法士やリハビリセンター職員：5 名 これによって、デシエ市近郊で車椅子を必要とする約 250 名の障害児のうちで 64%に当たる 160 名の子どもたちのニーズに応えることができる。チェシャ財団が当会と共に、ほとんど車椅子のない地域に大量の 160 台の車椅子を障害児に供与することで、障害児の自立支援と福祉の向上に大きく貢献できる。 なお、車椅子は子どもの成長によって適合しなくなった際には、別の車椅子を必要とする子どもに引き渡されるために、裨益者数はさらに増える。
--	---